

証券コード 9158  
2023年6月13日  
(電子提供措置開始日) 2023年6月7日

株 主 各 位

東京都港区芝浦三丁目1番1号  
株式会社シーユーシー  
代表取締役 濱 口 慶 太

## 第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、ウェブサイトアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.cuc-jpn.com/publicnotice/>

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月27日（火曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月28日(水曜日)午後1時
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目1番1号  
株式会社シーユーシー B会議室
  
3. 目的事項  
報告事項 第9期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告、計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の計算書類監査結果報告の件  
  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件  
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額改定の件  
第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件  
第5号議案 株式報酬型ストックオプション付与のための取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額及び内容決定の件
4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)
  - (1) 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
  - (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上のウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

## 事業報告

(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

### 1. 当社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行動制限が解除され、経済活動の正常化に向けた動きが見られるものの、急激な円安の進行やロシア・ウクライナ情勢の長期化に伴う世界的な原材料の高騰による影響で、景気の先行きは極めて不透明な状況となりました。

当社がサービスを提供する医療業界においては、新型コロナウイルスの感染者増加による医療逼迫の中、ワクチン接種体制の整備や一層の感染予防対策等、目まぐるしい変化への対応を要する状況でした。

このような環境の中で、当社は、回復期病床・療養病床を中心とした病院、訪問診療クリニック、透析クリニック、眼科クリニック、小児科クリニック等を運営する医療機関に対して経営支援（経営戦略策定・経営管理支援、マーケティング支援、人材派遣、IT・経理・総務等支援、人事・採用機能支援等の受託に加えて、新規クリニック開設支援、病床転換支援、M&A・PMI支援等の一括サービス）を提供しており、既存の支援先医療機関向けのサービスを拡大するとともに、支援先医療機関数が堅調に増加しています。

また、支援先医療機関と連携した地方自治体や職域向けの新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の運営サポート事業を前事業年度から実施していますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行動制限の解除及び競合環境の激化を受けて、ワクチン接種支援サービスの売上高及び利益率が前事業年度に比べて減少しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は14,290百万円（前事業年度比7.4%減）、営業利益は1,895百万円（同23.0%減）、税引前当期純利益は1,827百万円（同23.7%減）、当期純利益は1,281百万円（同25.8%減）となりました。

(当期の業績)

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	比較増減	
	売上高	15,435	14,290	△1,145
営業利益	2,461	1,895	△567	23.0%減
税引前当期純利益	2,394	1,827	△567	23.7%減
当期純利益	1,726	1,281	△445	25.8%減

#### (2) 資金調達の状況

当事業年度中に、当社グループの所要資金として、親会社であるエムスリー株式会社より短期借入金として5,356百万円の資金調達を行っています。

なお、2023年5月9日付で、親会社からの借入金の解消を目的として金融機関より長期借入金として20,000百万円の調達を行い、親会社からの借入金は全額返済しています。

#### (3) 設備投資の状況

当事業年度においては、特に記載すべき事項はありません。

#### (4) 重要な組織再編等

当事業年度においては、特に記載すべき事項はありません。

## (5)直前3事業年度の財産及び損益の状況

当社の財産及び損益の状況

	第6期 2020年3月期	第7期 2021年3月期	第8期 2022年3月期	第9期 (当事業年度) 2023年3月期
売上高 (百万円)	3,818	3,956	15,435	14,290
経常利益 (百万円)	312	795	2,394	1,827
当期純利益 (百万円)	122	574	1,726	1,281
1株当たり 当期純利益 (円)	1,145.50	5,196.51	15,709.92	60.21
総資産 (百万円)	18,574	19,406	23,859	28,385
純資産 (百万円)	3,325	3,899	7,375	8,098

(注) 1 当社は2023年4月13日付で株式1株につき200株の株式分割を行っています。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しています。

## (6)対処すべき課題

当社グループでは、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでいます。

### ① 人材の確保、育成及び管理

当社グループが事業の規模、範囲を安定的かつ持続的に拡大するためには、それに見合った人材を確保、育成する必要があります。医療機関支援事業の従業員、居宅訪問看護事業及び在宅ホスピス事業の看護師、介護士、セラピスト等の専門職、管理部門の経営企画・経営管理・経理・人事・IT等の要員の確保と育成が必要です。

採用力強化については、採用担当者の増強や、リファーマル制度の設置、インターン制度やイベント開催等、新規卒業者への各種施策を実施しています。リテンション率向上のためには、当社グループの経営理念と接続した研修・育成制度、評価・表彰制度を敷く等、各種制度により従業員満足度の向上に努めています。

### ② 従業員の専門性向上

当社では専門的な経営支援サービスを提供することにより支援先医療機関の規模拡大及び安定運営を実現しています。質の高いサービスを提供するためには、当社従業員の専門性向上が必要不可欠です。優秀な人材を数多く確保するために、医療業界での経験の有無を問わずに能力の高い人材を採用した上で、専門性向上のための教育を継続的に行っています。

また、当社子会社においては、顧客に提供するサービスの質を最重要視して事業運営をしているため、看護師、介護士、セラピスト等の専門性向上には特に力を入れて取り組んでいます。一例として居宅訪問看護事業においては、入社時研修、役職別研修、管理者候補塾等、様々なプログラムを設けており、医療スキルを上げる研修のみならず、ホスピタリティや経営理念を学ぶ研修も行っています。

### ③ 拠点展開スピード

当社子会社では、知名度の向上と顧客獲得を実現し、必要とされている地域にいち早く当社グループのサービスを届けるために、拠点展開のスピードが求められています。早期の拠点展開を行うためには展開拠点の選定と開発、事業所の確保もしくは建設、拠点スタッフの採用、顧客獲得等を同時に行う必要があります。

そのために拠点展開の開発を行う人員強化や採用チーム等のバックオフィス機能強化等に努めています。

### ④ 内部管理体制の強化

当社グループが事業を継続し、ミッションを実現するためには、コンプライアンスを重視した経営を行う必要があると認識しています。そのためにも、事業の拡大に備えた管理部門の強化やリスク・コンプライアンス規程を始めとした各種規程の整備による内部統制の体制構築とその運用モニタリングを行っています。

⑤ 財務健全性の確保

当社子会社における在宅ホスピス施設の建設にあたり資金調達が必要になるため、外部調達の金利水準が変動した場合や計画どおりの資金調達ができなかった場合には、当社グループの事業、経営成績、財政状態又はキャッシュ・フローの状況に悪影響を及ぼす可能性があります。EBITDA 有利子負債倍率及び親会社所有者帰属持分比率等といった財務の安定性を測る指標のモニタリング、また、金利動向の定期的な把握を通じた金利変動リスクの定量化を行うことで、財務健全性の確保に努めています。

(7) 当社の主要拠点等 (2023年3月31日現在)

名称	所在地
当社本社	東京都港区

(8) 当社の従業員の状況 (2023年3月31日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
423名	49名増	38.2歳	2.7年

- (注) 1 従業員数は、当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含みます。  
2 上記従業員のほか、当事業年度末日現在において26名の臨時従業員がいます。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況 (2023年3月31日現在)

① 親会社の状況

会社名	資本金	持株比率 (注1)	主要な事業内容
エムスリー株式会社	29,192百万円	84.7%	インターネットを利用した医療関連サービスの提供

- (注) 当社の取締役会は、親会社との当事業年度の取引内容が適正であり、当社の利益を害するものではないと判断しています。なお、内容の詳細につきましては、個別注記表の「関連当事者との取引に関する注記」をご参照ください。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	持株比率 (注1)	主要な事業内容
株式会社シーユーシー・ホスピス	50百万円	100.0%	在宅ホスピス施設の運営 訪問看護、訪問介護、居宅介護支援、居宅介護及び重度訪問介護
ソフィアメディ株式会社	84百万円	100.0%	訪問看護 通所介護 (デイサービス) 居宅介護支援 在宅治験及び健康観察支援サービス

- (注) 当事業年度末日における特定完全子会社はありません。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

当社は、親会社であるエムスリー株式会社より資金の借入を行っており16,040百万円の借入残高があります。なお、2023年5月9日付で、親会社からの借入金の解消を目的として株式会社三菱UFJ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行より長期借入金として20,000百万円の調達を行い、親会社からの借入金は全額返済しています。

(11) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがあるときの権限の行使に関する方針

当社は、中長期的かつ持続的な企業価値の向上を目指しており、そのためには、将来の成長を見据えた子会社における在宅ホスピス施設等の不動産を含む新規拠点開設への投資や、新規事業への先行投資、及び資本業務提携等を積

極的に行うことが重要であると認識しています。現時点では内部留保の充実を図り、事業の拡大と効率化のために投資し、企業価値の増大を優先すべきだと考えています。

当事業年度においては、上記の理由から配当を実施せず、内部留保の確保を優先しました。内部留保資金については、子会社における新規拠点展開にかかる投資や、新規事業等への先行投資及び人員の拡充・育成を含む管理体制基盤強化のための投資に活用する方針です。

将来的には、各期の経営成績及び財政状態を勘案しながら株主に対する利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当の実施時期等については未定です。

## 2. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

### (1) 発行可能株式総数 1,000,000株

(注) 1 2023年1月20日に、種類株式を発行する旨の定款の定めを廃止する旨を臨時株主総会で決議しており、同日に発行可能株式総数は普通株式1,000,000株となりました。

2 2023年3月29日開催の取締役会決議に基づき、2023年4月13日付で株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は89,000,000株増加し、90,000,000株となっています。

### (2) 発行済株式の総数 109,777株 (自己株式3,375株を除く)

(注) 1 2023年3月29日開催の取締役会決議により、2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っています。これにより発行済株式総数が21,845,623株 (自己株式671,625株を除く) 増加して、21,955,400株 (自己株式675,000株を除く) となっています。

### (3) 株主数 19名

### (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%) (注1)
エムスリー株式会社	93,000	84.72
濱口 慶太	9,100	8.29
株式会社日本政策投資銀行	4,352	3.96
田邊 隆通	2,070	1.89
吉田 豊美	700	0.64
桶谷 主税	160	0.15
小林 良成	110	0.10
黒永 雄樹	35	0.03
一ノ瀬 昇太	35	0.03
福岡 崇嘉	35	0.03
山田 達也	35	0.03
鎌苅 亮介	35	0.03
寺田 武史	35	0.03
清水 裕子	35	0.03

(注) 1 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

### (5) 当事業年度中に会社役員に職務執行の対価として交付した株式

該当事項はありません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役の状況 (2023年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	濱口 慶太	—
取締役	田邊 隆通	国内外の医療機関支援事業を統括
取締役	桶谷 主税	シーユーシーグループの管理部門を統括
取締役 (常勤監査等委員)	米村 良一	広島県 特別参与
取締役 (監査等委員)	光原 ゆき	特定非営利活動法人キープ・ママ・スマイリング 理事長
取締役 (監査等委員)	大場 啓史	エムスリー株式会社 執行役員

- (注) 1 取締役 米村良一氏、光原ゆき氏は、社外取締役です。  
 2 取締役 (監査等委員) 米村良一氏は、キリンホールディングス株式会社及びグループ会社の主に経理・企画部門において36年間勤務した経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 3 当事業年度中に退任した取締役の氏名、退任時の当社における地位、退任年月日ならびに退任事由は次のとおりです。

地位	氏名	退任年月日 (退任事由)
取締役	槌屋 英二	2022年6月27日 (定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任)
取締役	高橋 溪介	2022年6月27日 (定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任)
取締役 (監査等委員)	石島 繁裕	2022年6月27日 (定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任)

- 4 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、米村良一氏を常勤の監査等委員として選定しています。  
 5 当社は執行役員制度を導入しています。現在 (2023年3月31日) の執行役員は以下のとおりです。

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	橋本 淳	経営戦略部長
執行役員	伊藤 綾	ソフィアメディ株式会社代表取締役社長
執行役員	井上 正明	株式会社シーユーシー・ホスピス代表取締役社長

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としています。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役 (監査等委員である取締役を含む。) 及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険 (D&O 保険) 契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して損害賠償請求等がなされた場合に負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

#### (4) 取締役の報酬等

- ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針の概要



当社役員の報酬は基本報酬と業績連動報酬等により構成されており、その報酬等の額又はその算出方法の決定に関しては、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として設置した任意の報酬諮問委員会の審議を経て、同業他社の水準、職責の範囲、従業員の給与水準との比較等を総合的に勘案し、取締役会決議に基づき代表取締役に一任され、決定します。

業績連動報酬は、役位に応じて設定される基準額に、各事業年度の連結売上高営業利益率、売上収益、利益、顧客価値、医療の質、組織コンディションの向上等を総合的に勘案して設定される指標係数を乗じた額としており、当該指標を選択した理由は、事業年度ごとの業績責任及び中長期的な企業価値向上に対する意識を高めるためです。

また、当社の監査等委員である取締役の報酬は、基本報酬により構成されており、その支給の決定の方針及び個々の監査等委員である取締役の報酬額は、株主総会で承認された報酬限度額の範囲内において、報酬諮問委員会の審議を経て、常勤・非常勤の別、職責の範囲を勘案し、監査等委員会にて決定しています。初回の報酬諮問委員会を2023年3月に開催し当社役員の報酬に係る審議を行いました。

なお、当社は、2023年3月期に係る定時株主総会に、業績連動報酬としての株式報酬型ストックオプション付与のための取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額及び内容に関する議案を提案する予定です。

## ② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	ストックオプション	業績連動報酬	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	73 (0)	73 (0)	— (—)	— (—)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	11 (11)	11 (11)	— (—)	— (—)	2 (2)
合計 （うち社外役員）	84 (11)	84 (11)	— (—)	— (—)	6 (3)

- (注) 1 上表には、2022年6月27日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）1名（うち社外取締役1名）を含んでいます。
- 2 2022年6月27日開催の第8回定時株主総会の決議による取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は年額280百万円、取締役（監査等委員）の報酬額は年額20百万円です。
- 3 期末日現在の人員は、取締役6名ですが、取締役（監査等委員）1名には報酬は支払っていません。
- 4 当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の額の決定は、代表取締役社長濱口慶太に委任しています。委任の理由は、代表取締役社長として、当社事業の状況を俯瞰し、各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の貢献等を適切に評価することができるためです。
- 5 当社取締役会は、当事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容は、①に記載の方針に定められた基準及び方法に従って決定されたものであり、当該方針に沿うものであると判断しています。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先と当社との関係

取締役 光原ゆき氏は、特定非営利活動法人キープ・ママ・スマイリングの理事長です。同法人と当社との間には特別な関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役 (常勤監査等委員)	米村 良一	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、及び監査等委員会13回のうち13回の全てに出席しました。主に、財務・会計の見地から意見を述べるなど、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。
社外取締役 (監査等委員)	光原 ゆき	2022年6月27日就任以降、当事業年度開催の取締役会9回のうち9

区分	氏名	主な活動状況
		<p>回、及び監査等委員会 10 回のうち 10 回の全てに出席しました。特定非営利活動法人の代表として培ってきた医療業界の知見や会社運営の経験等を活かし、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行っています。</p>

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

##### (2) 会計監査人に対する報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	79 百万円
② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	79 百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しています。
- 2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断しました。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第 340 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査等委員会は、監査等委員全員の同意により解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査等委員会は、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案する議案を決定します。

## 5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は次のとおりです。

#### ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ア. 法令及び定款、社会規範・倫理の遵守とその意識の向上が重要であることを認識し、必要な諸規程を定め、子会社にも必要な規程については適用し、本体制の整備と適切な運営に努める。また、必要に応じ弁護士や会計士等外部の専門家に助言を求めたうえで、諸規程の制定や改廃を行う。
- イ. 業務執行取締役は、業務執行状況を原則として毎月開催する取締役会に報告して情報共有化及び意見交換をすることにより、取締役会による取締役の職務執行の監督を充実させる。
- ウ. 代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスに関する啓発活動及びコンプライアンス体制の整備及び維持並びに向上に努める。
- エ. 各業務執行部門から独立した内部監査担当者を置き、「内部監査規程」に基づき当社及び子会社の各業務執行部門を対象に定期的に監査を行い、代表取締役社長及び監査等委員会にその結果を報告する。
- オ. 法令及び定款、社会規範・企業倫理に反する行為等を早期に発見し是正するため、当社の取締役及び使用人を対象に、通報者の保護を徹底した通報窓口を設置し、この充実を図る。
- カ. 反社会的な勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。また、不当要求等への対応を所管する部署は、警察等の外部専門機関と連携し、適切に対応する。

#### ② 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ア. 取締役会及び経営会議の意思決定に係る情報、担当役員決裁その他「職務権限規程」及び「決裁規程」に基づき決裁された重要な文書については、法令若しくは「文書管理規程」に則り適切かつ検索性の高い状態で保存・管理することとし、閲覧権限者が必要な期間閲覧可能な状態を維持する体制を整備する。その他の重要文書についても、同規程に則り、各主管部門が管理・保管する。
- イ. 「情報セキュリティポリシー」「個人情報取扱規程」「特定個人情報取扱規程」等を整備し、重要情報の取扱いの安全性を確保する。

#### ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理が経営の重要課題であることを認識し、「リスク・コンプライアンス規程」を整備し、個々のリスクについての管理責任者を定め同規程に従ったリスク管理体制を構築、運用する。

#### ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 「職務権限規程」及び「決裁規程」によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務権限と担当業務を明確にし、機関相互の適切な役割分担と連携を図ることによって効率化を推進する。
- イ. 執行役員制度を採用し、取締役は経営の迅速化、取締役会の監督機能の強化等、経営機能の発揮に努め、執行役員は取締役会から権限委譲を受け、業務を遂行する。
- ウ. 取締役会の諮問機関として報酬諮問委員会を設置し、同委員会は、取締役の報酬等について審議し、その結果を取締役に答申する。

#### ⑤ 当社並びに当社親会社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア. 当社は、法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ、当社親会社の内部統制との連携体制を構築する。
- イ. 「関係会社管理規程」を制定し、関係会社管理を所管する部署と関係部署とが協力しながら以下の事項について当社子会社の管理を行う。
  - (1) 当社子会社の経営状況の把握
  - (2) 当社子会社における内部統制システムの整備・運用
  - (3) 当社子会社の重要なリスクの把握
  - (4) 当社子会社の取締役の業務執行状況の把握

⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ア. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人（以下、「監査補助者」という。）を置くことを求めた場合には、当社の使用人の中から監査補助者を任命する。
- イ. 監査補助者の監査等委員会の職務に係る業務遂行に関しては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人から指揮命令を受けないものとする。また、監査補助者としての任命・異動・評価等、その人事に関する事項の決定には、監査等委員会の同意を必要とする。
- ウ. 監査補助者が、監査等委員会の職務に関して監査等委員会より受けた指揮命令が、取締役（監査等委員である取締役を除く。）又は使用人からの指揮命令と競合する場合には、監査等委員会の指揮命令を優先する。

⑦ 当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに当社子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会への報告をするための体制、並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

- ア. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて当社又は子会社の業務執行状況について報告する。
- イ. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は直ちに監査等委員会に報告する。

⑧ 前項の報告者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑨ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会の職務執行（監査等委員会の職務の遂行に関するものに限る。）によって生じた費用又は債務につき、当該職務執行に必要でないことが証明された場合を除き、監査等委員の請求等に従い円滑に処理する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 代表取締役社長と監査等委員会とは、信頼関係の構築と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつ。
- イ. 監査等委員の職務の適切な遂行のため監査等委員会が求めた場合には、外部専門家との連携を図れる環境を整備する。
- ウ. 当社及び子会社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な書類を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は以下のとおりです。

① コンプライアンスについて

原則として3か月ごとにリスク・コンプライアンス委員会を実施し、コンプライアンスの取組み、立案、方針につき審議の上周知を図っている他、必要に応じて、コンプライアンス研修を実施しています。また、通常の指揮命令系統から独立した内部通報窓口を設置し、当社及び各子会社に対し周知しています。

② 取締役の職務の執行について

当事業年度においては、取締役会を12回開催し、重要事項について意思決定を行うとともに、取締役の職務執行が法令及び定款に適合するよう監督を行いました。

③ 監査等委員会の職務の執行について

当事業年度においては、監査等委員会を13回開催し、監査等委員間で積極的な意見交換を行いました。内部監査の担当者から報告を受けたほか、必要に応じて助言を行いました。

④ 内部監査の実施について

内部監査部が作成した内部監査計画に基づき、当社及びグループ会社の内部監査を実施しました。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を四捨五入して表示しています。

## 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	13,242	流動負債	19,496
現金及び預金	554	買掛金	309
売掛金	951	短期借入金	18,222
未収入金	3,231	リース債	117
リース投資資産	265	未払金	268
商 品	10	未払費用	149
短期貸付金	8,066	未払法人税等	224
その他	167	未払消費税等	22
貸倒引当金	△ 2	その他	186
固定資産	15,149	固定負債	798
有形固定資産	1,337	リース債	149
建築物	1,395	資産除去債務	156
構築物	34	繰延税金負債	462
工具、器具及び備品	55	その他	32
土地	439		
減価償却累計額	△ 586	負債合計	20,294
無形固定資産	76	(純資産の部)	
ソフトウェア	75	株 主 資 本	6,892
その他	1	資 本 金	1,063
投資その他の資産	13,736	資 本 剰 余 金	1,068
投資有価証券	2,038	資 本 準 備 金	1,063
関係会社株式	11,531	その他資本剰余金	5
長期貸付金	1	利 益 剰 余 金	4,780
長期前払費用	1	その他利益剰余金	4,780
敷金及び保証金	165	繰越利益剰余金	4,780
破産更生債権等	5	自 己 株 式	△ 19
貸倒引当金	△ 5	評価・換算差額等	1,171
		その他有価証券評価差額金	1,171
		新株予約権	34
資産合計	28,392	純資産合計	8,098
		負債純資産合計	28,392

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

## 損益計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		14,290
売上原価		8,761
売上総利益		5,529
販売費及び一般管理費		3,635
営業利益		1,895
営業外収益		
受取利息	21	
その他の	6	26
営業外費用		
支払利息	65	
その他の	28	93
経常利益		1,827
税引前当期純利益		1,827
法人税、住民税及び事業税	551	
法人税等調整額	△ 4	547
当期純利益		1,281

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。



## 株主資本等変動計算書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計		
当 期 首 高	1,063	1,063	5	1,068	3,499	3,499	△15	5,616
当 期 変 動 額								
当期純利益					1,281	1,281		1,281
自己株式の処分								
自己株式の取得							△5	△5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当 期 変 動 額 計	-	-	-	-	1,281	1,281	△5	1,276
当 期 末 高	1,063	1,063	5	1,068	4,780	4,780	△19	6,892

	評 価 ・ 換 算 差 額		新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 高	1,759	1,759	-	7,375
当 期 変 動 額				
当期純利益				1,281
自己株式の処分				
自己株式の取得				△5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△588	△588	34	△554
当 期 変 動 額 計	△588	△588	34	723
当 期 末 高	1,171	1,171	34	8,098

(注) 記載金額は百万円未満を四捨五入して表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

a. 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

##### b. その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法

##### ② 棚卸資産

##### a. 商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～47年

工具、器具及び備品 4年～20年

##### ② 無形固定資産

・自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・その他の無形固定資産

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は、経営戦略支援、経営管理支援、人事労務支援等を主な支援メニューとした医療機関に対する各種運営サポートを提供しております。医療機関に対する各種運営サポートの収益は、契約期間にわたり概ね一定の役務を提供するため、時間の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

### 2. 収益認識に関する注記

#### (1) 収益の分解

当社は、医療機関に対する各種運営サポート事業を営んでおり、各事業の主な財又はサービスの種類は、経営戦略支援、経営管理支援及び人事労務支援であります。

また、医療機関に対する運営サポート事業の売上高は、14,290百万円であります。

#### (2) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

#### 関係会社株式の評価

① 貸借対照表に計上した関係会社株式の額 11,531百万円

#### ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式は市場価格のない株式であることから、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額をなし、評価差額は当該事業年度の損失として処理しております。当社は、関係会社の超過収益力を反映して、計算書類等から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該関係会社の株式を取得していることがあります。当

該超過収益力が見込めなくなった場合、超過収益力を反映した実質価額が取得原価の50%程度を下回っている場合に、減損処理を行っております。また、実質価額について、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合には、減損処理をしないこととしております。なお、超過収益力の計算及び回復可能性は、経営者が承認した事業計画等に基づき行っております。事業計画は、外部情報及び内部情報に基づき、業界の将来の見通しに関する経営者の評価と過去の実績を反映したものであり、成長率及び割引率などの主要な仮定が含まれます。関係会社株式の評価にあたっては上記の主要な仮定に基づき最善の見積りを行っておりますが、事業環境の変化等により、仮定の前提条件等に変更が生じた際は、翌事業年度以降に損失の計上が必要となる可能性があります。

#### 4. 貸借対照表に関する注記

##### (1) 保証債務

関係会社の建物賃貸借契約について、連帯保証を行っております。

ソフィアメディ株式会社	183百万円
計	183百万円

##### (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権	8,142百万円
② 短期金銭債務	18,225百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 432百万円

売上原価 0百万円

販売費及び一般管理費 35百万円

営業取引以外の取引高

受取利息 21百万円

支払利息 65百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 22,630,400株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 675,000株

(3) 新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(百万円)
		当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
第1回新株予約権	普通株式	—	597,600	—	597,600	34
合計	—	—	597,600	—	597,600	34

(注) 1. 当社は2023年4月13日付で普通株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して当事業年度の末日における発行済株式の総数、当事業年度の末日における自己株式の数を算定しています。

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社の金融商品に対する取組は、資金運用は短期的な預金等に限定し、資金調達については、親会社からの借入等による方針であります。また、キャッシュマネジメントシステム(CMS)の有効活用により適正な資金管理を図っています。

営業債権である売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクについては、与信管理規程に従い、リスク低減をはかっております。また、投資有価証券は上場株式であり、四半期ごとに時価の把握を行っています。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

また、営業債務は流動性リスクに晒されておりますが、月次で資金繰計画を作成する等の方法により管理しています。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

なお、関係会社株式(貸借対照表計上額11,531百万円)は、次表に含まれていません。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	2,038	2,038	—
資産計	2,038	2,038	—

(注) 1. 「未収入金」「短期貸付金」「短期借入金」については、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、注記を省略しています。

2. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 投資有価証券

投資有価証券の時価につきましては、取引所の価格によっています。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は、賃貸用不動産を所有しています。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

貸借対照表計上額	時 価
1,029	1,447

(注) 1. 当事業年度末の時価は、主として独立した不動産鑑定専門家による不動産鑑定評価書に基づいた金額です。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、未払事業税、未払費用（フリーレント賃借料）、資産除去債務等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金です。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額	科 目	期末残高
親 会 社	エムスリー株式会社	被所有 直接 84.70%	資金の借入 役員の兼任 被債務保証	資金借入(注)1, 2 被債務保証(注)3	5,356 2,799	短 期 借 入 金	16,040

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の借入については、親会社のキャッシュマネジメントシステム（CMS）における取引であり、利率は市場金利を勘案して決定しています。

2. 取引の実態を明瞭に開示するため、取引金額は純額表示としています。

3. 債権譲渡額に対して、保証を受けています。

(2) 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種 類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取 引 内 容	取 引 金 額	科 目	期末残高
子 会 社	ソフィアメディ株式会社	所有 直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任	資金貸付(注)1, 2 資金借入(注)1, 2	△372 1,332	短期借入金	1,332
子 会 社	株式会社シーユーシー・ホスピス	所有 直接 100.00%	資金の貸付 役員の兼任	資金貸付(注)1, 2	3	短期貸付金	665
子 会 社	株式会社シーユーシー・プロパティーズ	所有 直接 100.00%	資金の貸付	資金貸付(注)1, 2	5,178	短期貸付金	6,870

子会社	透析研究開発株式会社	所有 直接 100.00%	資金の借入	資金借入(注)1,2	50	短期借入金	350
子会社	株式会社シーユーシー・アイデータ	所有 直接 100.00%	資金の借入	資金借入(注)1,2	90	短期借入金	290
子会社	株式会社ネイチャー	所有 直接 100.00%	資金の貸付	資金貸付(注)2,3	530	短期貸付金	530

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付及び借入については、キャッシュマネジメントシステム(CMS)における取引であり、利率は市場金利を勘案して決定しています。
2. 取引の実態を明瞭に開示するため、取引金額は純額表示としています。
3. 株式会社ネイチャーに対する資金の貸付については市場金利を勘案して決定しており、返済条件は期間1年、一括返済としています。なお、担保は受け入れていません。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 365円69銭
- (1) 1株当たりの当期純利益 60円21銭

- (注) 1. 当社は2023年4月13日付で株式1株につき200株の株式分割を行っております。当該株式分割については、当事業年度の期首に株式分割が行われたと仮定して1株あたりの当期純利益を算定しています。

12. 重要な後発事象に関する注記

(1) 株式分割

当社は2023年3月29日開催の取締役会の決議に基づき、2023年4月13日付で株式分割を実施しました。

① 株式分割の目的

株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を引き下げることで、投資家や当社グループ社員等が投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大と市場流動性の向上を目的としています。

② 株式分割の概要

イ 分割の方法

2023年4月13日を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき200株の割合をもって分割しました。

ロ 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数：113,152株

株式分割により増加する株式数：22,517,248株

株式分割後の発行済株式総数：22,630,400株

株式分割後の発行可能株式総数：90,000,000株

ハ 分割日程

基準日公告日：2023年3月29日

基準日：2023年4月13日

効力発生日：2023年4月13日

ニ その他

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 借入金の借換え

当社は、親会社からの借入金の解消を目的として金融機関との金銭消費貸借契約を締結し、長期借入金の借入を行いました。また、2023年5月9日付で、既存の金銭消費貸借契約に基づく親会社からの

借入金の返済を行いました。

新たに締結した金銭消費貸借契約の主な内容は、以下のとおりです。

- ① 借入先  
株式会社三菱UFJ銀行、株式会社日本政策投資銀行、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社りそな銀行
- ② 借入金総額 20,000百万円
- ③ 借入実行日 2023年5月9日
- ④ 返済期限 2033年5月9日
- ⑤ 借入金利率 基準金利にスプレッドを加算した利率
- ⑥ 主な借入人の義務

以下の財務制限条項を同時に遵守することです。

- イ 各連結会計年度末の連結財政状態計算書における資本合計の金額を、直前の連結会計年度末日又は2023年3月期末日の連結財政状態計算書における資本合計の金額のいずれか大きい方の75%の金額以上に維持すること
- ロ 各連結会計年度の連結損益計算書上の営業損益に関して、2連結会計年度連続して営業損失を計上しないこと

# 独立監査人の監査報告書

2023年5月24日

株式会社シーユーシー

取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保田 正崇  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 光廣 成史  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シーユーシーの2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

株式会社シーユーシー  
代表取締役 濱口慶太殿

## 監査報告書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第9期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた当期の監査方針、職務の分担等に従い、会社の内務監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwC あらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社シーユーシー 監査等委員会  
監査等委員 米村良一  
監査等委員 大場啓史  
監査等委員 光原ゆき

(注) 監査等委員 米村良一、光原ゆき は会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

今後の当社の成長、事業拡大等に応じて取締役会の監督機能をより一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数の上限を4名以内から7名以内に、監査等委員である取締役の員数の上限を3名以内から5名以内に変更するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しています。)

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>4名</u> 以内とする。	第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、 <u>7名</u> 以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、 <u>3名</u> 以内とする。	2. 当社の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)は、 <u>5名</u> 以内とする。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)全員(3名)は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案については、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しています。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴	所有株式数 (2023年3月31日現在)
1	濱口 慶太 (1974年3月14日)	1996年4月 株式会社リクルート入社 2007年9月 株式会社ジェイ・ウィル・パートナーズ入社 2013年12月 エムスリー株式会社入社 2014年8月 当社 代表取締役就任(現任) 2017年3月 株式会社シーユーシー・ホスピス取締役就任(現任) 2018年1月 ソフィアメディ株式会社 取締役就任(現任) 2021年6月 ソフィアメディ株式会社 代表取締役就任 2022年4月 株式会社シーユーシー・ホスピス代表取締役就任	9,100株
2	田邊 隆通 (1974年11月5日)	1998年4月 株式会社リクルート入社 2011年7月 日本福祉総合研究所株式会社入社 2011年7月 HRソリューションズ株式会社入社 2015年7月 当社入社 2016年12月 当社 取締役就任 2020年6月 当社 執行役員就任 2021年6月 ソフィアメディ株式会社 取締役就任(現任) 2022年6月 当社 取締役就任(現任)	2,070株
3	桶谷 主税 (1962年3月4日)	1985年4月 三洋電機株式会社入社 2015年10月 当社入社 2018年1月 ソフィアメディ株式会社 取締役就任(現任) 2020年6月 当社 執行役員就任 2021年6月 株式会社シーユーシー・ホスピス取締役就任(現任) 2022年6月 当社 取締役就任(現任)	160株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、当社取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により填補することとしています。各候補者が取締役に選任され就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

#### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額は、2022年6月23日開催の第8回定時株主総会において、年額280百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと定款における取締役の員数が4名から7名に増加すること、及び経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額560百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針は事業報告に記載のとおりであり、本議案が承認可決された場合でも、当該方針は変更しない予定です。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役0名）となります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬額は、2022年6月23日開催の第8回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと定款における取締役の員数が3名から5名に増加すること、及び経済情勢の変化など諸般の事情を考慮いたしまして、監査等委員である取締役の報酬を年額80百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

なお、現在の監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役2名）です。

第5号議案 株式報酬型ストックオプション付与のための取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額及び内容決定の件

当社は、取締役が当社の業績及び企業価値の向上に対するインセンティブを高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した職務執行を行うよう、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬型ストックオプションを用いた報酬制度を導入しており、新株予約権を割り当てることに伴う報酬の上限額を、第3号議案に基づく取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額とは別枠で年額120百万円とすること、及び新株予約権は、割当を受けた取締役に対し、払込金額と同額の金銭報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺したいと存じます。また、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとします。なお、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）3名選任の件」が原案とおり承認可決されますと、割り当ての対象となる業務執行取締役は3名となります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内の期間において、当社の取締役に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は150,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内の期間において、当社の取締役に発行する新株予約権の上限は1,500個とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権の払込金額は、新株予約権の割当日において二項モデルにより算定される公正な評価額とする。ただし、当社は、本新株予約権の割当てを受ける者に対し、本新株予約権の払込金額の総額に相当する金銭報酬を支給することとし、この報酬請求権と本新株予約権の払込金額の払込債務とを相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額＝調整前行使価額 ×  $\frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行または自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付による新株の発行もしくは自己株式の交付の場

合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後2年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(7) 新株予約権の取得条項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記(7)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由に基づく退任または退職であると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

⑤ 新株予約権の割当てを受ける者の役職及び役割に応じて別途締結される新株予約権割当契約において設定される財務指標又は非財務指標の達成状況に応じて、当該契約に定める個数の新株予約権を行使することができる。

以上